

(第6条関係①)

とよかわ応援寄附金推進事業における地場産品の種類等について

とよかわ応援寄附金推進事業において返礼品として贈呈する地場産品の種類は以下とする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・物品（例：飲食物、工芸品、雑貨、日用品等）・サービス等（例：宿泊プラン、生活関連サービス、食事会プラン） |
|--|

また、返礼品として贈呈する地場産品については、国が定める基準のほか、次の条件を全て満たす返礼品であることを条件とする。

- ・品質及び数量の面において、安定供給が見込めること
- ・食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格等に関する法律、商標法、特許法、著作権、不当景品類及び不当表示防止法、不当競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること
- ・全国各地に発送が可能であること
- ・品質や機能が寄附者の期待に十分応えることができるものであること
- ・飲食物の場合、原則、寄附者に到着してから4日程度の消費（賞味）期限が保証されるものであること